

猟銃安全指導委員の委嘱等に関する内規

平成21年12月16日
公安委員会内規第12号

(趣旨)

第1条 この内規は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）及び猟銃安全指導委員規則（平成21年国家公安委員会規則第12号。以下「規則」という。）に基づき、山口県公安委員会が行う猟銃安全指導委員の委嘱等について、必要な事項を定めるものとする。

(配置地域)

第2条 猟銃安全指導委員の配置地域は、猟銃所持者の数その他の地域の実情を勘案して、山口県警察本部長（以下「本部長」という。）が定める。

(活動区域)

第3条 猟銃安全指導委員の活動区域は、当該猟銃安全指導委員の配置地域とする。

(委嘱)

第4条 猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署長（以下「署長」という。）は、当該活動区域の実情に精通している猟銃所持者のうちから、法第28条の2第1項に定める要件（以下「資格要件」という。）を満たし、猟銃安全指導委員としてふさわしい者を選んで本部長に推薦するものとする。この場合において、署長は関係団体の意見を尊重するものとする。

2 前項の猟銃安全指導委員の推薦に当たっては、猟銃安全指導委員推薦書（別記第1号様式）により行うものとする。

3 本部長は、推薦のあった者について審査を行い、資格要件を満たしている場合は、辞令書（別記第2号様式）を交付して委嘱するものとする。

4 本部長又は署長は、猟銃安全指導委員が委嘱されたときは、当該猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先を猟銃所持者その他の関係者に周知させる措置を講ずるものとする。

5 前各項の規定は、再委嘱する場合について準用する。

(研修)

第5条 署長は、すべての猟銃安全指導委員を対象におおむね1年ごとに1回、規則第7条に規定する定期研修を行うものとする。

2 本部長は、猟銃安全指導委員が新たに委嘱されたときは、速やかに規則第7条に規定する委嘱時研修を行うものとする。この場合において、本部長が必要と認めるときは、当該委嘱時研修を署長に行わせることができる。

(解嘱)

第6条 署長は、猟銃安全指導委員が法第28条の2第7項に規定する解嘱事由に該当すると認めるときは、本部長に対し、速やかに当該猟銃安全指導委員の解嘱を具申するものとする。

- 2 前項の具申に当たっては、猟銃安全指導委員解嘱具申書(別記第3号様式)により行うものとする。
- 3 本部長は、猟銃安全指導委員を解嘱する場合における規則第8条の弁明の機会の付与に当たっては、解嘱の理由並びに弁明を聴くための期日及び場所を期日の2週間前までに弁明通知書(別記第4号様式)により、当該猟銃安全指導委員に通知するものとする。
- 4 猟銃安全指導委員の解嘱は、辞令書(別記第5号様式)を交付して行うものとする。

(辞職)

第7条 署長は、猟銃安全指導委員が病気その他の理由により辞職を申し出たときは、速やかにその旨を本部長に報告するものとする。

- 2 本部長は、辞職を承認したときは、辞令書(別記第6号様式)を交付するものとする。

(その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、猟銃安全指導委員の委嘱等について必要な事項は、本部長が定める。